

公益社団法人 新潟県作業療法士会

災害対策基本指針

1.本指針の目的

本指針は、新潟県内において大規模災害が発生した場合、公益社団法人新潟県作業療法士会（以下：本会）が被災した会員及び一般市民への災害支援活動を迅速且つ円滑に行うことを目的としている。

2.大規模災害の定義

本指針で定める大規模災害とは、自然災害（地震、津波、台風等による風水害・土砂災害、火山噴火等）、事故災害（原子力発電所等の核施設をはじめとする有害物質を取り扱う施設における事故、爆発、火災等）、その他の災害であって、多数の人的及び物的損失をもたらす、復旧・復興までに数ヶ月から数年に及ぶ長期間を要することが予想される災害のことをいう。必ずしも激甚災害（「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の適用による）に指定された災害に限らない。

3.災害への支援

1) 体制整備

(1)平時

①災害対策委員会の設置

今後予測される大規模災害に備え、本会の災害支援体制を整備するとともに、本会が実施する支援活動を検討するため、災害対策委員会を設置する。また、主な委員会の活動内容は以下の通りとする。

- i 災害支援活動に係るマニュアルを作成し、必要に応じて更新する。
- ii 災害に関する研修等の企画・運営を行う。
- iii 多団体との情報共有を行う。

②災害時ホットラインの整備

平時より、本会の会長、副会長、事務局長、災害対策担当理事、財務担当理事、災害対策委員長による緊急時ホットラインを整備する。

(2)災害発生時

①災害対策本部の設置

- i 大規模災害の発生等の緊急時は、災害対策本部を組織・設置し、情報の一元化と迅速な意思決定及び行動ができる体制を整える。
- ii 災害対策本部は、本会の会長、副会長、事務局長、災害対策担当理事、財務担当理事、災害対策委員長、災害対策委員により構成される。
- iii 災害対策本部の組織・設置は、県内において震度5以上、大雨警戒レベル5以上、噴火警戒レベル4以上の場合を判断基準とし、ホットライン等で協議して決定する。

iv 本部長は本会の会長とする。会長が諸事情により本部長の任を遂行できない場合は、本部で本部長代理を本会の副会長等より検討・決定する。

v 災害対策本部の設置場所は本会の事務局とする。事務局が被災し機能や安全面に支障がある場合は、本部で適切な設置場所を検討する。

vi 災害対策本部は、被災地域の本会の会員の被災状況確認、被災状況等の情報収集、他団体との情報交換・連携、必要な支援活動等についての決定・指示を行う。

vii 災害対策本部の解散

被害状況の拡大がなく地域における正常な生活支援が行える段階をホットラインで検討し、本部長（本会の会長）は本部を解散する。

②被災状況受付窓口設置

災害時、本部（本会の事務局）を窓口として被災状況報告の受付を行う。

2) 災害発生時の対応指針

(1)他団体との連携

災害発生等の緊急時は、新潟県リハビリテーション専門職協議会（新潟県理学療法士会及び新潟県言語聴覚士会）と連携し、新潟 JRAT の一構成団体として活動する。

また、他団体より本会および本会の会員個人へ協力要請を受けた場合等、その都度理事会にて活動の可否や活動の内容等について判断・承認を受けることとする。

(2)被災住民への支援活動

被災地域において避難生活が長期にわたることが予想される場合、被災住民の二次的健康被害の予防や自立支援、生活再建を目的とした活動を行う。

(3)県外からの支援の受け入れ

県内で大規模災害等により広域にわたって甚大な被害が発生し、県内だけでは必要な支援活動を行うことが難しい場合、JRAT および新潟 JRAT 以外の都道府県 JRAT による支援活動の受け入れに協力する。

(4)会費免除申請の受付

本会の災害时会費免除規程に定める方法と基準に従って、被災した本会の会員の当該年度の会費免除申請を受け付ける。